



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおりとりまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2017年5月16日】

FCPAのパイロットプログラム初年度における22件の自発的開示

<https://www.bna.com/foreign-bribery-selfreporting-n73014450947/>

米国司法省詐欺担当部のチーフであるアンドリュー・ワイズマン氏は、2016年4月にFCPAのパイロットプログラムが実施された後、1年間で22件の外国公務員贈賄に関する自発的開示が行われたと発表しました。

【2017年5月30日】

改正個人情報保護法、全面施行

法令等について: <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

改正の概要について: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」: <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>

Q&A: <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf>

2017年5月30日、改正個人情報保護法が全面施行されました。危機管理の観点からは、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」及びQ&Aに特に留意が必要です。これらは、個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応について記載されておりますが、従来の実務の運用を大きく変更するものではありません。なお、本改正の概要は以下の通りです。

- ・ 個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化。
- ・ 個人情報の定義の明確化のため、①個人情報に、身体的特徴や個々に割り振られた文字・番号・記号等の個人識別符号が含まれることを明記し、②信条や前科等の要配慮個人情報の取得については、原則として本人の同意を得ることを義務化。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- ・ 匿名加工情報の利活用に関する規定を新設。
- ・ いわゆる名簿屋対策として、①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化し、②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を処罰対象に追加。
- ・ その他、オプトアウトにおける、個人情報保護委員会への届出の義務化、外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設等。

【2017年5月30日】

厚生労働省、不当解雇の金銭解決制度に関する報告書を提出

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166656.html>

厚生労働省の有識者検討会が、裁判で不当解雇と判断された場合の金銭解決制度に関する報告書を提出しました。本件報告書では、制度の必要性を一定程度認めながらも、支払金額の水準等については触れていません。上記制度については今後も検討が行われる予定であり、ウォッチが必要となるものと思われます。

【2017年5月30日】

金融庁の課徴金納付命令を巡る処分取消訴訟が増加

2017年5月30日の日本経済新聞の夕刊12面に、インサイダー取引などで課徴金納付命令を受けた個人や企業が、同命令の取り消しを求め、取消訴訟を提起するケースが増えている旨の記事が掲載されました。同記事には「疑われた企業や個人が違法性を認めず、また納得しないまま処分された結果、訴訟まで発展するのではないか」との木目田弁護士のコメントも掲載されています。

【2017年5月31日】

消費者庁、2017年4月30日現在の景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170530_0001.pdf

【2017年6月1日】

中国、サイバーセキュリティ法が施行

2017年6月1日、中国において、国外へのデータ転送を制限するサイバーセキュリティ法が施行されました。この法律は、中国の管轄内における「key information infrastructure」の取扱業者に対し、転送するデータを保存するように求めています。新法では、国家機密に限らず、中国国内における社内調査の結果やメールデータ等を外国当局や外国企業に転送する際に、事前に中国当局の承認を経る必要が生じるおそれがあることに注意が必要です。

【2017年6月1日】

シェアリングエコノミー協会、「シェアリングエコノミー認証制度」の一般公募申請受付を開始

https://sharing-economy.jp/activity/trust_apply/

同制度は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が、政府作成の「認証制度基準」に従い、利用者からの相談窓口の設置等一定の基準を充足した事業者に、「シェアリングエコノミー認証マーク」を付与するものです。シェア事業に参画する事業者は、上記「認証制度基準」に沿った体制整備が求められますので、コンプライアンスの観点から留意が必要です。

【2017年6月2日】

経産省、2016年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等を公表

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170601005/20170601005.html>

【2017年6月3日】

改正消費者契約法施行

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/consumer_contract_amend.html

本改正の概要は以下のとおりです。

- ・ 高齢者等を狙った過量な内容の契約の取消しを明文化
- ・ 消費者に告知すべき「重要事項」の範囲を、契約の目的物以外にも拡大し、いわゆる「不実告知」による取消しの範囲を拡大
- ・ 消費者の解除権を一切認めない条項を無効化

【2017年6月6日】

公取委、「データと競争政策に関する検討会」報告書を公表

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170606_1.html

データを事業に利用することで、生産性の向上や、消費者それぞれへの最適なサービス提供を実現できる可能性が増大している一方で、大量のデータが一部の事業者に集中しつつあるとの指摘もあり、競争が制限され、消費者の利益が損なわれるおそれがあることに鑑み、いわゆるビッグデータの利用に関する、独占禁止法上の考え方を公表したものです。

同報告書では、データを巡る競争の状況が概観された上で、

- ・ 大量のデータの集積を伴う企業結合は、企業結合規制の対象となり得ること
- ・ 優越的地位にある事業者などが、業務提携等に伴い取引先企業から一方的にデータ提供を求めることが、優越的地位の濫用となり得ること
- ・ 独占・寡占事業者等によるデータの不当な囲い込みが、独占禁止法違反となり得ることなどの考え方が示されております。

【2017年6月7日】

BEPS 防止措置実施条約に署名

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170608mli.htm

パナマ文書問題に端を発し、税源浸食及び利益移転(BEPS)への対処として、多国間の協力を求めるものです。

【2017年6月7日】

公取委、2016年度における独占禁止法違反事件の処理状況を公表

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170607_1.html

【2017年6月7日】

ジェフ・セッションズ司法長官、米国司法省関係者に対し、和解における第三者団体への寄付条項の規定を禁止

<https://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-jeff-sessions-ends-third-party-settlement-practice>

不正を行った企業との間で訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement)等を行うに際し、当該不正により直接被害を受けていない第三者(公的機関を除く)に対する金銭の支払いを行うことを求めてはならないとするものです。

【2017年6月8日】

改正医療法成立

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-36.pdf>

特定機能病院におけるカパナンス体制の強化、医療機関が治療効果につき、誇大表現を用いることなどを規制する改正医療法が、参議院本会議で可決、成立致しました。

改正法は、一部の規定を除き、公布の日(2017年6月14日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

【2017年6月9日】

外務省、財務省、経産省が北朝鮮における資産凍結対象団体・個人の範囲を拡大

http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaitamehou_shisantouketsu_kitachousen_20170609.htm

北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射等を受けて採択された、国連安保理決議第 2356 号を踏まえ、資産凍結等の措置の対象者を拡大するものです。

【2017年6月15日】

改正組織犯罪処罰法成立

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00142.html

いわゆる、「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が成立致しました。

改正法は、一部の規定を除き、2017年7月11日付けで施行されます。

【2017年6月19日】

公取委、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を改正

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=110300032&Mode=2>

指針全体の構成が、より一般的な整理の下、全面的に再構成され、「垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方」「公正な競争を阻害するおそれ」といった分析プロセスについて、その考え方、内容が明確化されました。その他、原則として違法となる行為類型の考え方、セーフ・ハーバーの対象となる行為類型についても明確化されております。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。